

第 53 回信託研究会 議事要録

日時：2022 年 5 月 28 日 10 時から 12 時

場所：金沢星稜大学 大屋研究室

出席者：黒田、今井、大屋（議事録作成者）。以下、敬称略

◆検討事項

1. 国際私法における「住所」の意義

国際私法における「住所」の意義について、文章化したもの（別添 word「住所と国籍の関係 2022. 5. 28」）を説明し、現在行っている議論の位置づけを確認した。研究テーマである「信託による国際的エステートプランニング上の課税問題の考察」を行う前提としての、「住所」の意義を確認した。

「住所」の意義において、居所や国籍がどのように関係しているかについて確認し、国籍は住所を特定するための「生活の本拠」を判断する客観的基準の 1 つとなるものであり、我が国の税法は住所の判定に国籍基準を一部取り入れている事実を確認した。

わが国税法（税務）では、なぜ住所の判定に国籍基準を取り入れたのかという疑問が生じ、調査・解明の必要性を認識した（調査担当大屋）。

同時に、他国の一般法（この表現が適切かについては要検討）及び税法において、「住所」の判定はどのように行われているのかということについて、調査する必要性を確認した。

今後において、各国の内容について各自調査研究し、進める上での課題や方向性を検討する。

2. 調査研究担当案

論文の第 2 章として、「各国法の概要」（仮称）を設け、今後において本章記載を当面の課題とする。調査研究執筆分担については、以下のように行う。

- ・中国の一般法における「住所」の判定基準（高橋）
- ・中国の税法における「住所」の判定基準（黒田）
- ・アメリカにおける一般法、税法の「住所」の判定基準（今井）
- ・日本における税法の「住所」の判定基準（今井）
- ・イギリスにおける一般法、税法の「住所」の判定基準（大屋）
- ・その他、第 1 章の不足部分（大屋）

次回は、2022 年 6 月 18 日（土）10 時より金沢星稜大学大屋研究室

ホームページ：<http://shintaku-k.opal.ne.jp/>